

体罰の実態把握に係る報告要項

1. 趣旨

児童生徒に対する体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るもの。

2. 実態把握及び報告の内容等

体罰の実態等を把握し、体罰の発生件数等について報告すること。この際、必要に応じて、教職員のみならず児童生徒や保護者への調査も併せて行う、個人情報取り扱いに配慮しつつ外部の第三者に参画していただくなど、正確に実態を把握するための手法を工夫すること。

なお、児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方については、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成25年3月13日付け24文科初第1269号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）によること。また、「体罰の実態把握にかかる報告内容の確認について（依頼）」（平成25年4月25日付け事務連絡）も参照すること。

3. 実態把握の対象範囲

国立大学附属幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制を含む。）、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を含む。）、私立・株式会社立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、高等学校（通信制を含む。）、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を含む。）※公立の学校については、人事行政状況調査において調査。

4. 報告期日及び報告項目

報告期日	報告項目
令和3年11月15日 (月)	○ 体罰の状況等（様式1） 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに当該体罰を理由として処分等が行われたもの ※上記期間に体罰を理由とした処分等が行われなかった場合は、様式1の提出は不要（E-mailにてその旨を報告すること）。

5. 調査手順

附属学校を置く各国立大学法人、各都道府県私立学校主管課においては、所管の学校について、特区制度により株式会社等が設置する学校を認定した市町村担当部課においては、当該認定した学校について、実態を把握し、文部科学省に報告。

6. 結果の公表の方法

この調査の結果は、全国集計を取りまとめ、また、人事行政状況調査において行っている公立の学校の内容も加えた上で公表する予定である。

7. 資料の取扱い

提出された資料に対し開示請求があった場合の取扱いについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）等に基づき処理する。

8. 提出先

s-sidou@mext.go.jpに提出すること。